

## 吹田市高齢者生活支援事業委託業務に係る質疑に対する回答

質疑番号	質疑項目 (該当箇所)	質疑内容	回答
1	業務の内容 (仕様書6(1)ア)	送付するギフトカードの購入先は決まっていますか? 同様の使用のものであれば落札者が購入先を決めてもいいのでしょうか?	仕様書7(3)カ(ア)のとおりであれば購入先は問いません。 ※ギフトカードはJCBギフトカードに限ります。